西川町住宅建築支援事業補助金の手続きについて

【注意事項】

- ●補助金交付申請は工事の着工前に提出してください。
- ●申請及び決定前に工事に着手した場合は補助金交付の対象にはなりません。
- ●工事完成した日から20日以内、又は申請した年度の3月20日のいずれか早い日まで必ず完了報告書をご提出ください。

西川町住宅建築支援事業補助金を受けるため、下記を参考に手続きください。不明な点があれば建設水道課管理係(電話74-4120)までお問合せください。

1. 補助金交付申請の提出(様式第1号) (申請者⇒町)

(添付書類)

工事概要・工事点数算出表・見積書(写)・位置図・工事図面・請負契約書(写)・着工前写真・資金計画書·チェックリスト

町内製材業者が発行する木材製品の見積書(写) ※西山杉材使用加算補助を受ける場合のみ 西川町産西山杉材出荷証明書 ※西山杉材使用加算補助を受ける場合のみ ※その他世帯要件を満たす場合は、住民票謄本等の提出が必要となります

※ 補助金の募集期間は、4~2月までとし、月毎の締切日は毎月10日です。

審査会は毎月1回開催します。

着工日までは、各月の締切後、2週間ほど余裕をもって申請してください。

役場建設水道課で申請書を受付後、申請内容について審査会を開催し、内容を審査します。

2. 補助金交付決定通知の発送(町⇒申請者)



審査会にて内容を審査し、交付決定後に通知を発送します。なお、工事の 着工は補助金交付決定後(審査会終了後)から着手可能となります。

3. 工事着工

(交付決定日以降に工事着工してください。)

完成まで工事内容及び工事 費用に変更がない場合

> 工事完了報告書に工事中 の写真添付が必要ですの で、準備してください。

補助金の額を増額する工事内容の変更及び工事費の変更が あった場合は、着工前に変更申請を提出する必要がありま す。その場合の提出期限等については交付申請書の提出と 同様の取扱いとします。

※変更申請が必要とならないよう、交付申請の際には工事内容を精査してください。



注意:変更申請の提出がなく工事が終了した場合、変更内容は認められません。

補助金交付変更(取下げ)申請書の提出(様式第2号) (申請者→町) (添付書類)

変更内容の分かる見積書(写)、図面及び変更契約書(写)



4. 事業工事完了報告書の提出(様式第3号) (申請者⇒町)

(添付書類)

領収書(写)、写真(工事中及び完成後)、西川町産西山杉材製品の納入書及び領収書(写) (西山杉 材使用加算補助を受ける場合のみ) 、口座振込先通知書



※ <u>工事完了報告書の提出期限は、工事完成から20日以内、又は申請年度の3月20日のいずれか早い日です。</u>

5. 西川町住宅建築支援事業補助金の交付 (町⇒申請者)

完了報告書の内容を審査会で審査し、補助金の交付金額を最終決定します。最終決定補助金額の通知と併せて口座振込の手続きを行います。(工事内容が当初申請から変更がない場合は概ね1月程度で補助金の振込みが完了します。)